

【用語】誓文—起請文または神文ともいい、神仏に誓つて虚偽のない

ことを示した書付 金山—太田市街地の北方の小山で、赤松が多く、江戸時代は金山が御林 穢—きたなくした、よごした 注進—事件等を報告すること 捜捕—捕縛する 智縁—知人、縁者 忌服—近親者の死去に際し、一定期間喪に服すこと 違背—命令・約束などを守らずに背くこと 神祇—天神と地祇、かみがみ 賢属—一族、親族 神罪・冥罪—神罰・冥罰、神仏がくだす罰

【解説】中世には由良氏の居城として知られた太田金山は、江戸時代に入ると館林藩領となり、のち御林として幕府の管理下に置かれたが、そこで産する松茸は毎年将軍家へ献上されていた。それは寛永六年（一六二九）館林藩主榎原忠次が将軍家光に献上したのが始まりとされる。金山御林は御林守二～三人と目代二〇人余が立木等の管理を行つていたが、松茸発生時期になると昼夜をとわず厳重な警戒にあたつた。そして、採取は例年秋の彼岸前後から始まり、毎年平均五〇〇～八〇〇本が幕府の老中証文によつて江戸城へ輸送されたのである。

この文書は、弘化三年（一八四六）八月、松茸御用掛りの役人と番人が松茸の発生時期にあたり、熊野神社の社前で誓つた五カ条の起請文である。内容は、松茸発生時には見回りして場所や本数を確認することと、御用番小屋には常時番人が詰めて盜難等を防止すること、松茸御用を務める者は横領したり親類・縁者に与えたりしないこと、番人または代番らが忌服の際には必ず御林守へ届け出て指図を受けることなどであった。このように厳重な保護と管理のもと、松茸採取は毎年数回にわたつて実施され、それらは籠詰めにして幕府へ献上された。なお、この起請文には鳥を印刷した熊野牛王紙が使用されている。